

議第24号

令和4年度揖斐川町谷汲財産区特別会計補正予算(第2号)

令和4年度揖斐川町谷汲財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月3日 提出

揖斐川町谷汲財産区管理者

揖斐川町長 岡部 栄一

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
01 総務費	01 総務管理費	訴外交渉事務取扱事業	817